

## 議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年1月28日(木) 午前11時34分

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	青木敬博君	2 番	長沢正君
3 番	四宮和彦君	4 番	宮崎雅薫君
5 番	大川勝弘君	6 番	重岡秀子君

○出席議員 8名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本一彦君	議員	佐藤龍彦君
〃	杉本憲也君	〃	井戸清司君
〃	篠原峰子君	〃	佐藤周君

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会申し合わせ事項の一部改正について
- 2 その他

---

○会議の経過概要

○委員長(宮崎雅薫君)開会する。

---

○委員長(宮崎雅薫君)日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを議題とする。

本議題については、去る1月21日開催の本委員会において協議をしたところ、意見調整の中で修正案が提出され、過半数の委員及びオブザーバー議員の方が、その修正案に賛同の意を表明したことから、改めて修正案を提示の上、協議することとなった。協議については、その

修正案を議会運営委員会の資料として皆さんのお手元に配付しているので、これにより協議を進めたいと思う。

まず、修正案の内容について、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長（富士一成君） それでは資料をご参照願う。改正の内容については2ページの新旧対照表により説明させていただく。今回、提案させていただく修正案については、申し合わせ事項3 予算・決算大綱質疑の中の「(10) 質疑は、自己の所属する常任委員会が所管する内容及ぶことができるものとする。」の後ろに「ただし、会派に所属していない議員による質疑は、自己の所属する常任委員会が所管する内容及ぶことがないよう配慮する。」このような文言を加えるものである。以上である。
- 委員長（宮崎雅薫君） 前回までの協議の中で、皆さんからいろいろな意見を伺った。議長の議事整理権の中で調整していけばよいという意見などもあったが、議事整理権は、会議規則や申し合わせ事項に文言がないとなかなか発揮するのが難しいということもあり、皆さんからいただいた意見の中からこの修正案に限り意見を伺いたいと思う。この修正案に対して賛成するか反対するかを順次、伺いたいと思う。
- 1番（青木敬博君） 修正案に賛成させていただく。
- 2番（長沢 正君） 我が会派もこの修正案に賛成させていただく。
- 3番（四宮和彦君） もともと我が会派の修正案であるので賛成である。
- 5番（大川勝弘君） 賛成する。
- 6番（重岡秀子君） 自己の所属する常任委員会が所管する内容及ぶことがないよう配慮するというので、配慮するなので禁止ではないということは理解したが、例えば、この決まりが、大綱質疑だけになった後、過去の森議員の大綱質疑などで「市長の未来協知」に事業としてはどのようなものがあるかを質疑していて、事業として未来づくり研修事業、市民活動支援事業、市民提案アイデア実践事業など、市長の所信表明に絡んでだが全て総務委員会の所管である。こうなると、こういう大綱質疑は総務委員ではできないと。注意される対象となるのではないかと懸念され、その辺で少し引っかかるものがある。総務委員会の所管は、市長の姿勢や全体に関わることで、当時、私は観光建設委員会であったが、市民税とか固定資産税とか人件費とかほとんど総務に関係があることを質疑していて、これが総務委員であったらできないのだなど。このように委員会を限定するといろいろと問題があるのではないかと感じるが、もう少し違う言い方で、この大綱質疑についての申合せをつくるべきではないかと思う。なので、この「内容及ぶことがないよう配慮する」という文言をわざわざつける必要はないのではないかと思う。現時点では現状でよいと思う。議会活動活性化協議会か何かで大綱質疑の在り方などを、ほかの会派から予算・決算の委員会などの提案もあったので、そういうことを含

めて研究課題にすべきではないかと思う。

- 委員長（宮崎雅薫君）現時点では、判断できないということか。
- 6番（重岡秀子君）「ただし、会派に所属していない議員による質疑は」ということになると、このような予算・決算や人事や幸福度調査とか……。なので修正すべきではないと思う。
- 委員長（宮崎雅薫君）補足させていただくが、今のご意見の中で説明があったものは、その時の議会で議長が中止をさせたとかではなくて、そのまま答弁を受けているというのは間違いのない事実である。
- オブザーバー（田久保真紀君）私は反対をさせていただく。修正案を拝見したが、「及ぶことがないよう配慮する。」という部分は賛成できるが、前回も申し上げた議員平等の原則として、会派に所属していない議員のみを制限するのはどうなのかということに関して見解をいただけていないので、その部分がクリアできていないのがまず1点ある。それと前回、何のための改正であるのかということ述べさせていただいたが、そのことに関しても未だ明確でない部分がある。前回、個人だからということが出たが、万が一、そのようなことであるならば、申し合わせ事項を改正するのではなく個人に対する注意を議長からしてもらうのが適切であると思っている。
- オブザーバー（仲田佳正君）修正案に賛成する。
- オブザーバー（鈴木絢子君）修正案に賛成させていただく。
- オブザーバー（浅田良弘君）修正案はとてもよいが、「会派に所属していない議員による」という文言が非常に引っかかる。申し合わせ事項の中でも、「質疑は」という文言から始まっているので、ここら辺については変更を求め、修正案には賛成である。
- オブザーバー（石島茂雄君）基本的に賛成である。やはり伊東市民のためにどういうことになるかということを考えると、先ほどの重岡委員が言っていたとおおり、「配慮する」というところで次の議論になってくると思うので、ここでしっかり出てきた問題、今、それを推測などするのでなく、この問題が出てきた時点でしっかりと伊東市民の目線に立ち、改良なり議論をするべきだということで基本的には賛成である。
- 委員長（宮崎雅薫君）意見調整のため、暫時休憩する。

午前 11時 44分休憩

---

午後 0時 4分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。  
ただいまの協議の結果、意見が一論にはまとまらなかったため、3月定例会以降については、現行の市議会申し合わせ事項のとおり運用するというので、それ以降の協議については、定

例会が終了してから協議を含め考えていきたい。重岡委員からも新たにもっと全般的な協議をすべきという意見もあったが、議会活動活性化協議会もあるため、その辺の議論については議会運営委員会の一存では難しいと思うので、代表者会議なり正副議長に相談させていただきたいと思う。このとおり決定したいと思う。

これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で日程第1、市議会申し合わせ事項の一部改正についてを終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、その他を議題とする。

事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和3年1月28日（木）午後0時6分（会議時間12分）

---

以上の記録を認める。

令和3年1月28日

委員長 宮 崎 雅 薫